

有報提出遅延と上場廃止 (最終版)

制度調査部
横山 淳

東証上場制度総合整備プログラム

【要約】

2007年10月17日、東証は「上場制度総合整備プログラム対応及び組織体制の変更に伴う業務規程の一部改正について」を公表した。この中で、有価証券報告書等の提出遅延を理由とする上場廃止の取扱いを見直すこととしている。

新ルールでは、従来の有価証券報告書等の提出遅延による監理ポスト割当(新制度では「監理銘柄」指定)までの猶予期間(法定期限経過後8日間)を廃止することとしている。

また、「天災地変など上場会社の責めに帰すべからざる事由」がある場合には、有価証券報告書等の提出遅延により上場廃止となる基準を「法定期限経過後3ヶ月」(原則は1ヶ月)に延長することとしている。

本稿は、2007年7月23日付レポート「有報提出遅延と上場廃止」を、最終的な取引所規則に基づいて書き改めたものである。

はじめに

2007年10月17日、東京証券取引所(以下、東証)は「上場制度総合整備プログラム対応及び組織体制の変更に伴う業務規程の一部改正について」を公表した¹。

これは、2007年4月に公表された「上場制度総合整備プログラム2007」²に盛り込まれた項目のうち「直ちに実施する事項(第一次実施事項)」の実現や、東証による自主規制法人(東京証券取引所自主規制法人)³の設立に伴って、上場制度関連の東証規則改正を行うものである。

この中で、従来の「有価証券上場規程」が、「上場審査基準」、「上場廃止基準」、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(適時開示規則)」、「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」などとも統合され、全面改正されている。

本稿では、有価証券報告書等の提出遅延を理由とする上場廃止の取扱いの見直しについて紹介する。

¹ 東証のウェブサイト(http://www.tse.or.jp/rules/regulations/071017_a2.pdf)に掲載されている。

² 東証のウェブサイト(<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/index.html>)に掲載されている。

³ 取引所の委託を受けて、その自主規制業務を行うことを目的に、金融商品取引法に基づいて設立される法人である。詳細は、堀内勇世「取引所の自主規制機能の独立性確保」(2006年5月15日付 DIR 制度調査部情報)、拙稿「東証、自主規制法人を設立」(2007年10月19日付 DIR 制度調査部情報)など参照。

1 . 有価証券報告書等の提出遅延と上場廃止

言うまでもなく、有価証券報告書や半期報告書は、わが国における企業情報の継続開示の中核的な役割を担っている。その意味では、投資家が投資判断を行うに当たって、最も重要な情報源の一つであるとも言える。

そのため、金融商品取引法では、有価証券報告書等の虚偽記載や不提出に対して、刑事罰をもって厳しい姿勢で臨んでいるのである（金融商品取引法 197 条、197 条の 2）。

また、証券市場の開設者である東証も、有価証券報告書等に関連して、次のような場合には上場廃止処分とすることとしている（改正有価証券上場規程 601 条 10、11 号、改正前上場廃止基準 2 条 1 項 10、11 号）。

| |
|---|
| 監査報告書等を添付した有価証券報告書・半期報告書を、法定期限（期末・中間期末後 3 ヶ月以内）経過後 1 ヶ月以内（つまり、期末・中間期末後 4 ヶ月以内）に提出しなかった場合 有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大である場合 監査報告書等に「不適正意見」「意見の表明をしない旨」が記載され、かつ、その影響が重大である場合 |
|---|

今回の改正有価証券上場規程及びその施行規則では、（いわゆる提出遅延）による上場廃止の取扱いについて、次のような見直しを行うこととしている。

| |
|--|
| 従来の有価証券報告書・半期報告書の提出遅延による監理ポスト割当（新制度では「監理銘柄」指定）までの猶予期間（法定期限経過後 8 日間）を廃止する。 提出遅延に、「天災地変など上場会社の責めに帰すべからざる事由」がある場合には、有価証券報告書等の提出遅延により上場廃止となる基準を「法定期限経過後 3 ヶ月」（原則は 1 ヶ月）に延長する。 |
|--|

2 . 監理ポスト割当（監理銘柄指定）の取扱い

上場廃止となるおそれがある銘柄については、（実際に上場廃止が確定する前に）投資家にその事実を周知するために、「監理ポスト」への割当（新制度では「監理銘柄」への指定）が行われる。

「有価証券報告書・半期報告書の提出遅延」については、前述の通り、有価証券報告書・半期報告書の提出がないまま、法定期限から 1 ヶ月経過すると上場廃止が確定する。しかし、実際には、上場廃止が確定する（提出のないまま法定期限から 1 ヶ月経過する）よりも前の段階で、「提出遅延により上場廃止となるおそれがある」として、「監理ポスト」への割当（新制度では「監理銘柄」への指定）が行われるのである。

有価証券報告書・半期報告書の提出遅延により監理ポスト割当（新制度では「監理銘柄への指定」）が行われるタイミングを、旧ルールと新ルールとで比較すると次のようになる（改正有価証券上場規程施行規則 605 条 1 項 13 号、改正前「監理ポスト及び整理ポストに関する規則」7 条 1 項(i)など）。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 次のいずれかに該当した場合に監理ポストに割り当てる | 次のいずれかに該当した場合に監理銘柄に指定する。 |
| <u>法定期限経過後 8 日目</u> までに提出できる見込みがない旨を、法定期限までに開示している。 | <u>法定期限</u> までに提出できる見込みがない旨を、法定期限までに開示している。 |
| <u>法定期限経過後 8 日目</u> までに提出できる見込みがない旨の開示を、法定期限以降に行った。 | |
| <u>法定期限経過後 8 日目</u> までに提出していない。 | <u>法定期限</u> までに提出していない。 |

要約すれば、改正前の旧ルールで認められていた 8 日間の猶予期間が、改正後の新ルールでは廃止されるのである。

つまり、改正前の旧ルールの下では、仮に、有価証券報告書・半期報告書の提出が法定期限より遅れても、監理ポストに割り当てられるまでは 8 日間待ってくれていた。それが、改正後の新ルールでは、法定期限までに有価証券報告書・半期報告書の提出がなければ、即、監理銘柄に指定されることとなる。

改正の趣旨について、東証は「現在の実務では迅速な提出状況の確認が可能であることから見直す」と説明している。

3 . 例外規定

改正前の上場廃止基準では、法定期限経過後 1 ヶ月以内に有価証券報告書・半期報告書が提出されなければ、上場廃止となる。特段の例外規定は設けられていなかった。

改正後の有価証券上場規程では、改正前の上場廃止基準の原則は維持しつつ、例外的に次の場合には、上場廃止となる基準を「法定期限経過後 3 ヶ月」に延長する特例措置を設けることとしている（改正有価証券上場規程 601 条 10 号）。

天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合

4 . 施行日

改正有価証券上場規程は、2007 年 11 月 1 日から施行されている（改正有価証券上場規程付則 1 条）

なお、「監理ポスト・整理ポスト」を「監理銘柄・整理銘柄」に変更する改正については、「施行日（2007 年 11 月 1 日）から 6 ヶ月を超えない範囲内において当取引所（東証）が定める日」から実施するものとしている（改正有価証券上場規程付則 8 条 2 項、改正有価証券上場規程施行規則付則 5 条）

【重要な注意事項】

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、株価の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては株価変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読みください。

本資料で紹介している外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。こうした銘柄については、外国証券内容説明書をご覧ください。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号
加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、
社団法人 金融先物取引業協会

【重要な注意事項】

広告等審査済み

広告等における表示事項

(金融商品取引法第 37 条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社とお取引いただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

- お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料(注)をいただきます。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、外国証券をお預かりする場合には、最大で 1 年間に 3,150 円(税込)の口座管理料をいただく場合があります。
- デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります。
- 金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあります。また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。
- 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注) 売買手数料の額は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、実際のお取引にあたっては、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

商号等 : 大和証券エスエムビーシー株式会社
第一種金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 109 号
加入協会 : 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会